

○議長（茅沼隆文）

これより平成30年度開成町一般会計予算の細部説明を行います。

細部説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、予算書本誌1ページをお願いいたします。

議案第19号 平成30年度開成町一般会計予算。

平成30年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億5,800万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款町税から3ページ、20款町債まで、4ページ歳出に移りまして、1款議会費から5ページ、13款予備費まで、歳入歳出ともに総額60億5,800万円の予算額となっております。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に読み上げます。開成町土地開発公社に係る債務保証、平成30年度、5億円。固定資産土地評価等業務委託料、平成31年度から平成32年度まで、1,732万4,000円。庁用バス賃借料、平成31年度から平成32年度まで、204万円。町村共同システム用端末等賃借料（平成30年度更新分）、平成31年度から平成35年度まで、1,030万2,000円。第4次L G W A Nルータ等機器賃借料、平成31年度から平成35年度まで、32万4,000円。第4次L G W A Nサーバ等機器賃借料、平成31年度から平成35年度まで、583万4,000円です。

第3表、地方債です。起債の目的、限度額の順に読み上げます。庁舎整備事業債（新

庁舎建設工事）に係るものとしまして６億８，６７０万円。同じく、庁舎整備事業債（周辺環境整備）に係るものとしまして４，０４０万円。情報伝達体制強化事業債、２００万円。臨時財政対策債、１億１，０００万円。合計で８億３，９１０万円でございます。利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

続いて、一般会計予算に関する説明を順次させていただきます。別冊の歳入歳出予算事業別説明書と予算書を併用しまして御説明をさせていただきます。なお、説明にあたりまして、些末なところは適宜省略しながら説明をさせていただきます。

それでは、歳入になります。予算書は１０、１１ページ、説明書は２、３ページをお開きください。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、歳入について御説明いたします。

まず、町税でございます。町民税の個人町民税、現年課税分でございます。個人町民税につきましては、１月１日現在の居住者を基準といたしまして前年の所得に対して課税されるものでございます。構成といたしましては、均等割、所得割、分離譲渡から構成されているものでございます。

均等割でございますが、年税額３，０００円となっておりまして、ただし平成２６年度から平成３５年度までは復興増税分としまして年税額に５００円がプラスされて３，５００円となっております。

所得割でございますが、こちらについては、平成３０年度の積算にあたりましては景気の状態等を踏まえて税額を算出してございます。近年の景気の関係で増額ということになってございますし、また人口も増えているというところの中でプラス要因となっております。

分離譲渡でございますが、こちらにつきましては、前年に土地、建物、株式などの資産の譲渡による所得に対して課税されるものでございます。こちらにつきましては、近年、土地の譲渡が減少と申しますか一段落したことが感じられまして、減額をしている状況でございます。

続きまして、町民税の法人の現年課税分でございます。こちらについては、均等割、法人税割で構成されてございますが、均等割につきましては、事業所がある法人に対して従業員数、資本金の金額等により９区分に分かれてございまして、３２５社、４，６７８万円の計上でございます。

法人税割につきましては、町内に事務所や事業所がある法人の法人税額で課税されるものでございまして、その中でも資本金の額等によりまして１０億円以上のもの、５億円以上１０億円未満のもの、５億円未満のものということで３段階に分かれた税率となっております。近年の申告納付の状況を踏まえまして、対前年比４，１００万円の増を見込んでございます。

１ページおめくりください。

固定資産税になります。固定資産税の現年課税分でございます。固定資産につきましては、土地、家屋、償却資産、配分の四つから構成されてございます。いずれにい

たしましても、1月1日現在の状況、1月1日現在に存在する固定資産に対して所有者に課税されるものでございます。

土地につきましては、平成30年度が評価替えの年となっておりまして、全体として2.2%の下落となっております。また、みなみ地区に新築家屋が増加したことによりまして、小規模住宅の軽減適用ということもございまして、対前年比で1,815万7,000円の減額を見込んでございます。

家屋につきましては、新・増築住宅が158棟、見込んでございます。また、評価替え、あるいは新築住宅の軽減終了、滅失などの要件もございまして、対前年度比で237万4,000円の増を見込んでございます。

償却資産につきましては、工場、事業所等が所有いたします土地や家屋以外の固定資産に対して課税がなされる、基本的には構築物ですとか機械、工具、器具、備品、そういうものに対する課税となっております。190社、こちらにつきましては個人のものも含んでの数でございまして、263万1,000円の減額を見込んでございます。新規の機械等の設置、増設等があまり見込まれないということで、自然償却の分が大きくなっている状態がずっと続いている状態でございます。

配分につきましては、償却資産と同じ内容のものとなっております。これにつきましては、2以上の市町村、あるいは2以上の道府県にまたがる償却資産に対しまして、神奈川県知事または総務大臣が価格を決定し配分をするものとなっております。県知事配分が1事業所、総務大臣配分は6事業所となっております。事業所につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

それから、1ページおめくりください。

町税の軽自動車税でございます。現年課税分でございますが、原動機付自転車につきましては、排気量が50ccから120ccまでのものを、こちらに記載のとおり3段階に分けての課税となっておりますし、三輪以上のものにつきましては、排気量が20ccを超えるもの、または定格出力が0.25ワットを超えるもの、電気を動力源とするもの等については、こちらの基準が適用されることとなっております。税率、見込み額については、こちらに記載のとおりとなっております。

1ページおめくりください。

町税の同じく軽自動車、現年課税分でございますが、こちらについては四輪等の軽自動車となっております。こちらにつきましては、町税条例に規定してございますが、基準日が4月1日現在ということになってまいりますけれども、こちらの軽自動車税、近年の税法改正等によりまして大変、税率等が複雑化してございます。従来の登録分の税率、あるいは昨年度から税率が変更になってございますけれども新税率のもの、それと登録から13年を経過したものの重課の税率、あるいは新規に登録をして1年のものにつきまして、グリーン化特例というものが税率として設定されてございまして、こちらは記載のような①番から④番の状況となっております。税率と台数、金額につきましては、こちらに記載のとおりで、全体で2,924万7,000円を見込んでいるところでございます。

続きまして、小型特殊自動車でございますが、こちらにつきましては農耕作業車とその他の小型特殊ということで、農耕作業車としてはトラクター関係、その他の小型特殊自動車としてはフォークリフト等が該当になってございますが、緑ナンバーをつけた軽自動車ということになってまいります。税率につきましては、こちらに記載のとおりで、農耕作業車で2,400円、その他で5,900円の税率となっております。見込み税額といたしましては、40万2,000円を見込んでいただいております。

1 ページおめくりください。

同じく軽自動車税、現年課税分の小型二輪車でございます。こちらにつきましては総排気量が250ccを超えるものでございまして、207台を見込んでございます。見込み金額といたしましては、123万円を見込んでいただいております。

続きまして、町たばこ税の現年課税分でございます。こちらにつきましては、町内で消費されるたばこに課される町たばこ税ということで、今年度、1億1,154万3,000円を見込んでございますが、補正予算でも減額補正をさせていただいている状況の中で御説明もさせていただいておりますが、平成27年をピークに年々減ってきている状況がございまして、これにつきましては、健康志向ですとか、あるいは1箱の価格の上昇、こういうものが影響して、たばこを買う方が減少してきているところがあるのかなと感じております。

それでは、1 ページおめくりいただきたいと思います。

○財務課長（田中栄之）

続きまして、6 款地方消費税交付金です。予算額は2億9,000万円、前年度比1,000万円の増でございます。

二つとびまして、9 款地方交付税、特別交付税2,000万円、前年同額を見込んでございます。普通交付税につきましては8,000万円、こちらは、前年の法人町民税収の大幅増に伴いまして基準財政収入額が増となりますことから減額を見込んでおりまして、1億2,000万円の減でございます。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。交通反則金収入を原資といたしまして、カーブミラーなどの道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金、放課後児童利用保護者負担金現年度分でございます。放課後児童クラブ利用保護者の負担金でございます。需要の高まりにより開成小学校会場を追加し、平成28年度比で月平均、約24%の人員増を見込んでございます。

一つとばしまして、子ども・子育て支援給付費保護者負担金現年度分でございます。民間保育所の入所に係る保護者負担金でございます。平成28年度比で約16%増の人員を見込んでございます。

一つとばしまして、広域病児保育事業負担金でございます。足柄上郡5町で平成30年10月から運営を開始する病児保育事業の4町から負担金で、利用対象年齢による人口割20%、実績割80%の比率で算出しております。

続きまして、幼稚園費負担金、のびのび子育てルーム事業利用保護者負担金でございます。のびのび子育てルーム事業利用者の負担金でございます。平成29年度と同規模を見込んでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、使用料及び手数料、使用料、総務使用料でございます。町民センター使用料86万円でございます。こちらにつきましては、個人や団体等で町民センターを使用する際の使用料となっております。利用の拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

1ページおめくりください。

○財務課長（田中栄之）

続いて、上から五つ目になります。4目土木使用料、4節住宅使用料、町営住宅使用料現年度分です。計40世帯分の徴収見込み額となっております。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続きまして、一つとばしまして、節、土木管理使用料、細節、道路及び水路占用料でございます。開成町道路占用料徴収条例等に基づく電力、通信、ガスなどの道路占用、及び水路に係る個人の橋などの占用でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、6項目程とばしまして、教育使用料、幼稚園使用料、幼稚園保育料現年度分でございます。幼稚園の保育料で、平成28年度比で微増ということで見込んでございます。

一つとばしまして、預かり保育料。幼稚園の預かり保育料でございます。平成30年度から定員を10名から15名に増やすという状況の中で、約20%増の利用増を見込んでございます。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

続きまして、保健体育使用料、夜間照明使用料でございます。文命中学校及び開城南小学校のグラウンド等の夜間照明使用料となります。

一つとばしまして、16、17ページをお開きください。

公有地使用料等でございます。開成水辺スポーツ公園及び金井島緑陰広場の公有地等の使用料になります。説明書では項目設定とさせていただいておりますが、平成29年度の実績を踏まえ25万円を見込んでございます。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

続きまして、手数料、総務手数料、戸籍住民手数料でございます。こちらにつきましては、従来、戸籍と住民票、印鑑証明の3本で計上させていただいてございましたが、今年度から、これを一本化しての計上となっております。これにつきましては、役場の申請書が従来、こちらは三つの証明書で分かれておりましたが、今後は1枚の

申請書に合理化していこうというところがございます、今回、三つの手数料を一本化した合計金額での計上とさせていただきます。

○環境防災課長（山口健一）

続きまして、目が衛生手数料になります。保健衛生手数料でございます。一つ目は、し尿処理手数料現年度分でございます。対象家屋が減っておりますので、減少傾向になってございます。

一つとばしまして、3番が粗大ごみ収集手数料でございます。家庭から排出される粗大ごみの収集・運搬、処理についての手数料でございます。昨年度から個数が大幅に増えている状況から、87万6,000円の増額を見込んでございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

次のページをお開きください。18ページ、19ページです。

上から三つ目でございます。教育手数料、幼稚園手数料、幼稚園入園料でございます。幼稚園の入園料で、入園者としては微増ということで見込んでございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続いて、国庫支出金に移ります。国庫負担金、民生費国庫負担金、節が保険基板負担金、国民健康保険保険基盤安定制度国庫負担金でございます。こちらは、低所得者に係る保険税を減額するもののうち、国負担2分の1を計上してございます。

その下の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金でございます。こちらは、平成27年度から保険料の軽減強化策として同様に低所得者に対して公費により軽減を行っているものでございます。補助率は、同じく2分の1となります。

○福祉課長（小宮好徳）

その下の障害者自立支援給付費負担金でございます。こちらは、障がい福祉サービス、居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所等の負担金でございます。負担率は2分の1でございます。

その下の更生医療になります。こちらは、18歳以上の身体障がい者が対象でございます。こちら、負担率は2分の1でございます。

その下、育成医療、18歳未満の身体に障がいのある児童が対象でございます。負担率は2分の1になります。

その下の療養介護医療になります。医療と常時介護を必要とするものでございます。負担率は2分の1でございます。

その下の障害児通所給付費負担金でございます。こちらは、放課後等デイサービスや児童発達支援サービス等でございます。負担率は2分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童手当負担金でございます。中学校修了前の子どもを対象に支給する児童手当に対し、一定比率を国が負担するものでございます。

その下、子ども・子育て支援給付費国庫負担金でございます。私立保育所入所委託料等に対する国の負担金になってございます。

○保険健康課長（亀井知之）

続きまして、衛生費国庫負担金、衛生費負担金、養育医療費負担金になります。未熟児養育医療費を支出しておりますが、これに対する負担に係る費用の2分の1が国から負担されるものでございます。

○福祉課長（小宮好徳）

続きまして、地域生活支援事業費補助金でございます。こちらは、市町村事業として位置づけられている事業でございます。訪問入浴サービス、相談支援、移動支援等でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に対する国の補助金でございます。平成30年度から開始する病児保育事業を加え、記載の全9事業に充当するものでございます。

次のページをお開きください。

○保険健康課長（亀井知之）

1行とばしまして、衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金でございます。現在、乳がん、子宮がん等の検診に係る特定の年齢の方を対象に無料クーポンを発行しておりますが、それに対する補助金で、補助率は2分の1となります。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続きまして、目、土木費国庫補助金、節、都市計画費補助金、細節1、社会資本整備総合交付金でございます。こちらにつきましては、地域における住宅に対する多様な需要に応じた整備等に関して、地域の実情に応じた施策を推進するための事業に対して受ける交付金でございます。対象事業などは記載のとおりです。

続きまして、細節、街路交通調査費補助金でございます。こちらは、都市計画道路の円滑な整備と健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業などに着手する必要があると認められる既定市街地などの地域において、事業の実施に向けた調査に対する補助金でございます。対象事業などは記載のとおりです。

続きまして、節、道路橋りょう費補助金、細節、社会資本整備総合交付金でございます。こちらは、社会資本の道路事業に係る交通の安全の確保と、その円滑化を推進するための事業に対して受ける交付金でございます。対象事業などは記載のとおりです。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、四つとばしまして、幼稚園費補助金、幼稚園就園奨励費補助金でございます。保護者の経済的負担軽減のため実施する幼稚園就園奨励費の国の補助金でございます。

○産業振興課長（遠藤孝一）

一つとびまして、地方創生推進交付金。こちらは地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費で、北部地域活性化及び未病に係る事業が対象となっております。

○保険健康課長（亀井知之）

次のページ、22ページをお開きください。

県支出金になります。県負担金、民生費県負担金、保険基盤安定負担金、細節の国民健康保険保険基盤安定制度県負担金でございますが、低所得者に係る保険税減税分のうちの県負担分でございます。保険税の軽減分が4分の3、保険者の支援分が4分の1を県が負担いたします。

その下が後期高齢者医療保険安定制度県負担金でございます。後期高齢者医療保険の低所得者に係る保険税軽減分の県負担分、4分の3が負担されます。

その下が介護保険低所得者保険料軽減県負担金、こちらも先程同様、27年度から公費による介護保険料の軽減策が強化されているもので、補助率4分の1が交付されております。

○福祉課長（小宮好徳）

その下の障害者自立支援給付等負担金、更生医療、育成医療、障害児通所給付費負担金、この四つとも負担率は4分の1でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童手当県負担金でございます。中学校修了前の子どもを対象に支給する児童手当に対し、一定比率を県が負担するものでございます。

その下、子ども・子育て支援給付費県負担金でございます。私立保育所入所委託料等に対する県の負担金です。

○企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、市町村移譲事務交付金でございます。二つとばします。県から移譲された事務の県からの交付金になります。

○保険健康課長（亀井知之）

その下の衛生費県負担金でございます。養育医療費負担金でございますが、未熟児養育医療費の公費負担に係る費用、県が4分の1を負担しますので、その分の計上でございます。

○福祉課長（小宮好徳）

その下の民生委員活動費補助金でございます。こちらは、民生委員35名分の活動費の補助金でございます。あと、また推薦会の補助金、補助率は10分の10でございます。

その下、老人クラブ活動費補助金でございます。こちらは、町の連合会、町内にあります11クラブに対する補助金でございます。補助率は3分の2となつてございます。

1ページおめくりいただきまして、24ページになります。

在宅障害者福祉対策推進事業費補助金でございます。こちらは2分の1になつてございますけれども、上限が80万円まで支給されます。

重度障害者医療費補助金でございます。こちらは、医療機関で診療を受けた通院、入院に係る費用でございます。こちらは、対象者が224名となつてございます。

一つとばしましていただきまして、軽度・中等度難聴児、18歳未満でございますけれども、こちらは補聴器購入等に要する費用の3分の1の補助ということで、今年度から実施している事業でございます。

その下、地域生活支援事業費補助金でございます。こちらは、訪問入浴サービス等の事業に対して補助金の2分の1が県補助として補助されるものでございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

続きまして、児童福祉費補助金、民間保育所運営費補助金でございます。町内の民間保育所が過去に施設整備を行った際の借り入れ償還金助成に対する県の補助金でございます。

その下、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金でございます。ひとり親家庭等の方の保険診療に係る医療費助成に対する県補助金でございます。

小児医療費助成事業費補助金でございます。お子さんの保険診療に係る医療費助成に対する県補助金でございます。補助対象が限定されるため、微増ということで見込んでございます。

届出保育施設利用者支援事業費補助金でございます。町内の届け出保育施設に入所する児童の健康診断等に要する経費に対する県の補助金でございます。

その下、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に対する県補助金で、記載の9事業に充当するものでございます。

その下、保育緊急対策事業費補助金でございます。保育所入所児童の健康管理の充実を図るための看護師雇用経費の助成に対する県補助金でございます。

その下、子ども・子育て支援給付費補助金でございます。新制度移行私立幼稚園に対する施設型給付の県補助金でございます。

次のページ、26ページをお開きください。

○保険健康課長（亀井知之）

市町村健康事業費補助金でございます。健康増進法に基づいて市町村が健康教育や健康相談等を実施しておりますが、それに対して県が3分の2で補助を行うものでございます。

その下の風疹予防接種事業費補助金です。成人の風疹予防接種費用の県の3分の1の補助になります。

その下、予防接種健康被害救済措置費補助金です。予防接種の被害認定者に対して養育年金を現在も支給しておりますが、それに対して県が4分の3の負担を行うものでございます。

○財務課長（田中栄之）

一つとびまして、3目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金です。地籍調査事業費補助金、国4分の2、県4分の1補助となっております。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

一つとびまして、人・農地問題解決加速化支援事業交付金、こちらは人・農地プラ

ン事務に対する経費でございます。

○産業振興課長（遠藤孝一）

二つとばしまして、多面的機能支払事業費補助金です。良好な営農環境を維持するための地域活動に対する補助金。

その下、農業次世代人材投資事業交付金。これは、45歳未満の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための国の交付金でございます。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

その下、放課後子どもプラン推進事業費補助金でございます。小学校施設を活用して実施する放課後子ども教室に対する県の補助金でございます。

○企画政策課長（岩本浩二）

その下、水源環境保全・再生市町村補助金でございます。地下水モニタリング事業を実施するための県からの補助金になります。

○財務課長（田中栄之）

9目市町村自治基盤強化総合補助金、北部地域活性化推進事業費等に充当を予定してございます。

28、29ページに移ります。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

続きまして、市町村地域防災力強化事業費補助金でございます。こちらにつきましては、市町村の防災・減災対策事業に対して交付される補助金でございます。消防施設整備事業、それから消防団装備購入費、感震ブレーカー設置推進事業費等に2分の1、それ以外の事業につきましては補助率3分の1という形になっております。

○企画政策課長（岩本浩二）

その下、未病月間等推進事業補助金でございます。未病概念の普及に資する県からの補助金になります。

○財務課長（田中栄之）

13目神奈川県市町村事業推進交付金です。こちらは、自立支援給付事業費等に充当を予定してございます。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

選挙費の委託金になります。こちらは、統一地方選挙の日程は臨時特例法によって決まりますが、現時点では平成31年4月7日を想定しております。

○保険健康課長（亀井知之）

三つとびまして、衛生費委託金、かながわ方式保健指導促進事業委託金でございます。こちらは、県が進める糖尿病の重症化予防施策である、かながわ方式と喚ばれておりますが、健診のデータに基づいて保健師が保健指導を行う、そういう事業を県が進めておりまして、県が委託金として370万1,000円を支払うものでございます。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

三つとびまして、財産収入、財産売却収入、不動産売却収入、不動産売却収入でございます。こちらにつきましては松田分署の土地の売却ということで、開成町が平成12年まで構成町でありました足柄上消防組合の本署がありましたところでございます。このため開成町を含む足柄上郡5町の持ち物であるということで、県道拡幅に伴いまして用地買収により売却補償金が県から支払われるものでございます。

○総務課長（山口哲也）

続きまして、寄附金になります。一般寄附金、ふるさと応援寄附金です。平成29年10月から返戻率を3割以内に引き下げておりますが、寄附の減少も予想されることから、新たにポータルサイトを追加することによって町の魅力発信と財源確保に努め、前年予算額と同額を見込んでおります。

○財務課長（田中栄之）

四つとびまして、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金の取り崩しでございます。前年の法人町民税収の増収に伴う地方交付税の大幅減額見込みによりまして発生する年度間の財政規模の変調の是正を図る目的で取り崩しを行います。

3目公共施設整備基金繰入金、公共施設整備基金の取り崩しです。庁舎整備事業費に充当するため取り崩しを行います。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、教育振興基金とりくずしでございます。こちらは、過去にいただきました寄附金を小・中学校の児童・生徒の図書購入に活用いたします。

1ページおめくりください。

○財務課長（田中栄之）

上から四つ目になります。18款繰越金、1節前年度繰越金、想定決算見込みでございます。前年度比3,556万9,000円の増を見込んでございます。

○産業振興課長（遠藤孝一）

諸収入、細節が中小企業小口資金融資預託金収入でございます。これは、中小企業小口資金融資の返還分でございます。

○事務局長（小玉直樹）

一つとびまして、議会費雑入、議会だより広告掲載料でございます。こちらは、30年度新規として見込むものでございます。掲載料については記載のとおりでございますが、有料広告とは別に、広告内容が一定の条件を満たす広告につきましては掲載料を減免する広告枠も設ける予定でございます。

次のページをお開きください。

○企画政策課長（岩本浩二）

四つとびまして、神奈川県市町村振興協会市町村交付金でございます。こちらは、市町村振興協会からの交付金になってございます。

一つとびまして、広報広告掲載料でございます。広報かいせい、おしらせ版への広告掲載料となりますが、今年度、おしらせ版につきましてはレイアウトを変更しま

して、新たに広告枠を設けたいと考えてございます。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

一つとばしていただきまして、自治総合センターコミュニティ事業助成金でございます。一般コミュニティ助成事業分としまして250万円を見込んでおります。こちらは、コミュニティ活動強化事業費へ充当いたします。

○企画政策課長（岩本浩二）

二つとばしまして、小水力発電設備売電料でございます。小水力発電設備による余剰電力の売電料でございます。

○財務課長（田中栄之）

一つとびまして、静岡県環境資源協会二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。ZEB実現に向けた先進的な省エネルギー建築物の普及拡大のための新庁舎に導入する高性能設備機器等に対する補助金で、原資は国費でございまして環境省所管事業となっております。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、三つとばさせていただいて、36ページになります。

36ページ、町内巡回バス車両広告掲載料金でございます。こちらは、一般財源確保のために町内の巡回バス2台分の車両広告掲載料でございます。こちらの収入におきましては、町内の巡回バスの運行業務委託料へ充当させていただきたいと思っております。

○環境防災課長（山口健一）

続きまして、衛生費雑入になります。資源物売却代でございます。家庭から資源ごみとして出されました紙類を収集し、資源として売却する際の売却益でございます。平成30年度よりペットボトルを日本容器リサイクル協会へ売却するため、その売却益は再商品化合理化拠出金の項目での収入に変更になってございます。

○保険健康課長（亀井知之）

その下の後期高齢者健康診査事業補助金でございます。後期高齢者の健康診査に対しまして広域連合から補助金を受けるものでございます。

○環境防災課長（山口健一）

続きまして、再商品化合理化拠出金でございます。日本容器リサイクル協会から市町村に配分される拠出金と、先程、御説明いたしましたペットボトルの売却益でございます。

○保険健康課長（亀井知之）

その下になります。後期高齢者医療長寿・健康事業補助金50万円ですが、こちらも後期高齢者の人間ドックの助成に対して広域連合から補助を受けるものでございます。

○環境防災課長（山口健一）

一つとばしていただきまして、生ごみ処理器設置費負担金でございます。平成24年度より行っております生ごみ処理器設置推進事業でございますが、一般家庭に処理器の設置を行い設置者に費用の一部を負担していただくものでございます。合計

23台を予定しております。

○街づくり推進課長（高橋清一）

1ページおめくりください。ページ、38、39でございます。

上から三つ目、節、土木費雑入、細節、送電線下補償料でございます。こちらにつきましては、みなみ中央公園の上空に通る送電線に係る影響として電力会社から受ける補償金でございます。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

続きまして、消防費雑入でございます。消防団員退職報償金でございます。5年以上勤務して退職した消防団員に、勤務年数、階級に応じて退職報償金が支払われるものでございます。

○教育総務課長（橋本健一郎）

続きまして、三つとばしまして、教育費雑入、ジュニアリーダー研修参加者負担金でございます。こちらは、各種、子どもたちが参加する体験事業への参加者負担金となっております。

○財務課長（田中栄之）

一つとびまして、20款町債、1目総務債、2節財産管理債でございます。一つ目が庁舎整備事業債の新庁舎建設工事分、こちらは庁舎建設事業本体に充当するものでございます。なお、元利償還金の約22.5%が後年、地方交付税措置される見込みでございます。

その下に行きまして、周辺環境整備分の同じく事業債でございます。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

続きまして、消防債、災害対策債でございます。情報伝達体制強化事業債でございます。こちらは、全国瞬時警報システム、J-A L E R Tの新型受信機を導入するのに伴いましてのシステム改修委託料に充当するための地方債でございます。

○財務課長（田中栄之）

10目臨時財政対策債、一般財源の不足分に充当するものでございます。